

# 原子力耐震安全研究委員会規約

平成21年12月24日  
原子力耐震・構造研究拠点

## (委員会の目的)

第1条 原子力耐震安全研究委員会(以下「研究委員会」という。)は、原子力耐震・構造研究拠点(以下「研究拠点」という。)の活動に対する助言及び支援を行うことを目的とする。

## (委員会の活動)

第2条 研究委員会は次の活動を行う。

研究拠点における活動の方針及び計画に対する助言。

研究拠点における研究成果等に対する助言。

研究拠点における研究活動に参加する者による研究成果等の情報共有及び情報発信に対する助言。

その他、研究拠点における研究活動等に関する助言及び支援。

## (委員)

第3条 研究委員会の委員は、研究拠点代表者が委嘱する。

- 2 研究委員会に委員長を置き、委員長は研究委員会を主宰する。委員長は研究委員会の委員が互選する。

## (委員会の開催)

第4条 研究委員会は、委員長が招集する。

- 2 研究委員会は、原則として1年度に1回以上開催することとする。また、軽微な案件や適時の開催が困難な場合などにおいては、委員長の了解を得た上で、書面により開催することができる。
- 3 研究委員会には、委員長の指示または了解を得て、専門家を招聘することができる。
- 4 研究委員会で議決を行う場合は、構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 5 関係団体の代表者であって、やむを得ず研究委員会に出席できない委員は、委員長の了解を得て他の者を代理で出席させることができる。

## (分科会)

第5条 研究委員会には、専門事項を検討するため、委員会の了解を得て分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、研究拠点代表者が委員長の了解を得て委嘱する。
- 3 分科会には主査を置くこととする。主査は、委員長が分科会の委員の中から指名する。

## (事務局)

第6条 研究拠点において研究を実施する団体(以下「研究実施団体」という。)は、共同して研究委員会及び分科会の事務の遂行に当たる。

## (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、研究委員会に関する事項は、研究委員会において定める。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日制定）  
この規約は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。